

東京都シニアサッカー連盟規約

第1章 総則

- 第1条 (名称)
本連盟は東京都シニアサッカー連盟という(以下「連盟」という。)
- 第2条 (所属)
連盟は公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という。)の定款および諸規程に基づき、公益財団法人東京都サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 (目的)
連盟は、40歳以上の者(以下「シニア」という。)が生涯にわたり安全にサッカーを楽しめる環境を整え、生涯スポーツおよび競技スポーツの両面においてその普及および発展を図るとともに、豊かなスポーツ文化の形成に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業)
連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 全国大会等へ出場する東京都の代表を選出する
2. 各種大会の実施
3. その他連盟の目的達成に必要な事業

第2章 会員

- 第5条 (会員)
会員は連盟の目的に賛同し、且つ事業年度中に満40歳になる者とする。
- 第6条 (登録)
連盟に加盟するチームおよび会員は毎年度公益財団法人東京都サッカー協会において JFA シニア種に登録しなければならない。
- 第7条 (加盟費)
連盟に加盟するチームおよび会員は毎年示される要綱に記載された加盟費を連盟に支払わなければならない。なお、連盟へ支払われた加盟費はいかなる理由をもってしても返還はしない。
- 第8条 (除名)
加盟チームまたは会員の除名は、JFA の懲罰規程に基づく決定によるものとする。
本連盟は、前項の決定に従い、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 役員

- 第9条 (役員)
本連盟に次の役員をおく。
1. 委員長 1名
2. 副委員長 複数名
3. 事務局長 1名
4. 常任委員(会計担当) 1名
5. 常任委員 複数名
6. 特任委員 複数名
7. 運営委員 複数名
- 第10条 (委員長の選任および任務)
委員長は常任委員の中から幹事会が推薦し、常任委員会の決議をもって選任する。委員長は会務を統括し、本連盟を代表する。
- 第11条 (副委員長の選任および任務)
副委員長は常任委員の中から幹事会が推薦し、常任委員会の決議をもって選任する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。
- 第12条 (事務局長の選任および任務)
事務局長は常任委員の中から幹事会が推薦し、常任委員会の決議をもって選任する。事務局長は本連盟の事務を統括する。
- 第13条 (常任委員(会計担当))
会計担当は常任委員の中から幹事会が推薦し、常任委員会の決議をもって選任する。会計担当は本連盟の会計業務を行う。
- 第14条 (常任委員)

常任委員は幹事会が推薦し、常任委員会の決議をもって選任する。常任委員は連盟の重要な事項を審議および決議し、会務を分担する。

第15条 (特任委員)

特任委員は幹事会が推薦し、常任委員会の決議をもって選任する。特任委員は定められた業務を行う。

第16条 (運営委員)

運営委員は幹事会が推薦し、常任委員会の決議をもって選任する。運営委員は定められた業務を行う。

第17条 (顧問)

常任委員会の決議により顧問をおくことができる。

第18条 (役員の任期および再任)

役員(特任委員および運営委員を除く)の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

役員が任期途中で交代の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第19条 (役員の定年)

役員(特任委員および運営委員を除く)の定年は満75歳になる年度の最後の日とする。

第20条 (特任委員および運営委員の任期と定年)

特任委員および運営委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

特任委員および運営委員が任期途中で交代の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

特任委員および運営委員は定年制の対象外とする。

第4章 会計監査

第21条 (会計監査人の選任)

会計監査人は常任委員会の決議をもって選任する。会計監査人は会計を監査する。会計監査人は役員を兼ねることはできない。

第22条 (会計監査人の任期および再任)

会計監査人の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

会計監査人が任期途中で交代の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。会計監査人は2名以内とする。

第5章 会議

第23条 (会議)

本連盟の会議は次のとおりとする。

1. 常任委員会
2. 臨時常任委員会
3. 幹事会

第24条 (常任委員会)

常任委員会は連盟の最高議決機関である。

第25条 (常任委員会の審議)

常任委員会は下記の事項を審議し、決議する。

1. 役員の選任
2. 予算および決算の承認
3. 事業計画の承認
4. 本連盟の規約の改廃
5. 会員に関する重要事項
6. その他議決を要する重要事項

第26条 (常任委員会の成立と決議)

常任委員会は特任委員および運営委員を除く役員の総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

決議は議決権のある出席者の過半数を要する。

常任委員会に出席できない場合は委任状を提出して、他の議決権のある委員に評決を委任することができる。

委任したものは常任委員会に出席したものとみなす。

第27条 (常任委員会の構成)

常任委員会は、委員長、副委員長、事務局長、会計担当、常任委員、特任委員で構成される。

第28条 (常任委員会での議決権)

常任委員会において、議決権を有するものは、委員長、副委員長、事務局長、会計担当、常任委員とする。

第29条 (常任委員会の開催と招集)

常任委員会は定期的開催され、事務局長がこれを招集する。

- 第30条 (常任委員会の開催通知)
常任委員会の開催通知は開催日の7日前までに全役員に送らなくてはならない。
- 第31条 (常任委員会の運営)
常任委員会の議長は事務局長がこれにあたる。
- 第32条 (臨時常任委員会)
臨時常任委員会は委員長が必要と認めるとき、又は常任委員の半数以上が要求したとき開催する。
- 第33条 (幹事会)
幹事会は毎月1回定例的に開催する。
- 第34条 (幹事会の招集)
幹事会は委員長がこれを招集する。
- 第35条 (幹事会の構成)
幹事会は、委員長、副委員長、事務局長、会計担当、その他委員長が指名するもので構成される。
- 第36条 (幹事会による審議)
幹事会は常任委員会に諮る事項を審議する。

第6章 会計

- 第37条 (連盟の資産)
本連盟の資産は次に掲げるもので構成する。
1. 会費
 2. 大会参加費
 3. 繰越金
 4. 寄付金
 5. 分担金
 6. その他収入
- 第38条 (連盟の経理)
連盟の経理は、常任委員会において承認された予算に基づいて行われる。
- 第39条 (連盟の決算)
連盟の決算は、会計監査を経て常任委員会に報告され、承認を得なければならない。
- 第40条 (会計年度)
本連盟の会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 専門部

- 第41条 (専門部の設置)
本連盟に審判部を設置する。

第8章 個人情報の保護

- 第42条 (個人情報の保護)
本連盟の会員の個人情報は、個人情報保護法に基づき、保護に万全を期するものとする。

第9章 附則

- 第43条 本規約の施行について必要な細則、規定は別に定める。
- 第44条 本規約並びに細則、規定の改廃は、常任委員会の議決を必要とする。
- 第45条 連盟の所在地を、東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 国立競技場内とする。
- 第46条 本規約は、平成12年11月20日より施行する(第1次改正)。
- 第47条 本規約は、平成18年1月27日より施行する(第2次改正)。
- 第48条 本規約は、平成28年3月17日より施行する(第3次改正)。
- 第49条 本規約は、令和8年4月17日より施行する(第4次改正)。